

## 中野市公民館公衆無線LANサービスの利用に関する規約

### (目的)

第1条 中野市中央公民館（以下「公民館」という。）は、公民館利用者に対する利便性の向上及び講座等における活用を目的として、公民館が整備した公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用に必要な事項を定めます。

### (利用者資格)

第2条 本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、中野市公民館条例等、関連法令を遵守し、この規約の規定に同意した者とし、

- 2 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めません。ただし、公民館が特に必要があると認めるときはこの限りではありません。

### (利用料)

第3条 本サービスの利用料は、無料とします。ただし、本サービスを使用するために必要な通信端末等の機器及び利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず当該利用者が負担するものとします。

### (本サービスの内容)

第4条 本サービスで利用できる機能は、次のとおりです。

- (1) 公衆無線LANを利用したインターネット接続機能

### (利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスを利用することができる施設は公民館内の一部とし、利用時間は、公民館が開館している日の午前9時から午後10時までと、1回の利用者認証につき、120分間連続利用ができ、回数は無制限で利用できます。ただし、利用時間については、公民館が特に必要であると認めるときは、変更することができるものとします。

### (本サービスの利用条件)

第6条 本サービスに接続できる機能を搭載したパソコン、スマートフォン、タブレット端末等（以下「パソコン等」という。）の機能は、利用者が準備するものとします。

- 2 利用施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が準備したパソコン等及び当該パソコン等の付属機器に供給する電源は、利用者が準備するものとします。
- 3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、その他関係法令を遵守しなければなりません。
- 4 本サービスを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとします。
- 5 青少年の健全育成及び犯罪防止の観点から、フィルタリング機能により特定のウェブサイトへの接続を制限するものとします。
- 6 前号に掲げるものを除き、本サービスへ接続するパソコン等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとします。
- 7 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとします。
- 8 施設の利用方法については、公民館の指示に従うものとします。

### (利用手続)

第7条 利用者は、本サービスに接続し、ウェブブラウザに表示されるユーザ認証画面に必要な

事項を入力することにより、認証を行い、利用を行うものとします。

(利用の記録及び制限)

第8条 公民館は、本サービスの適切な運用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、M A Cアドレス等の管理を行うものとします。

2 公民館は、前項により取得した情報を、本サービスの利用状況の調査や内容の充実を図るために利用します。また、エリアごとの利用人数、利用時間帯、利用端末及び利用言語に関する情報は、個人を特定できない情報に処理した後、第三者の利用に供することがあります。

(禁止事項)

第9条 利用者は、本サービスの利用に際し、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは市の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは市の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 法人の営利を目的とした行為又は営利事業を援助する行為
- (8) 法令に特別の定めがある場合を除くほか選挙運動又はこれに類する行為
- (9) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (10) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は公民館が不適切であると判断する行為

2 前各号に該当する利用者の行為によって市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、公民館は、一切の責任を負わないものとします。

(利用者資格の停止・取消)

第10条 公民館は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該利用者へ事前に周知することなく直ちに本サービスの利用を停止若しくは取消することができる。

- (1) この規約の規定に違反した場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、公民館が不適切であると判断した場合

(運用の中止)

第11条 公民館は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者へ事前に周知することなく、本サービスの利用を中止できるものとします。

(1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合

(3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワーク障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他管理責任者が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 本サービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、その理由を問わず、公民館は一切の責任を負わないものとします。

(免責)

第12条 本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、公民館は、いかなる保証も行わないものとします。

2 本サービスの提供の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、公民館は一切責任を負わないものとします。

3 無線LAN接続機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、公民館は一切責任を負わないものとします。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、公民館は、一切の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第13条 利用者がこの規約の規定に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとします。

(変更等)

第14条 公民館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとします。

附 則

この規約は、令和3年8月10日から施行する。